

○守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例
別表第1（第15条第1項関係）

一般廃棄物区分	収集及び運搬区分	取扱区分	単位	手数料
可燃ごみ	定期	定期に排出されるものの収集、運搬及び処分	—	無料
	持込み	持ち込まれたものの処分	10キログラム	90円
粗大ごみ	定期	規則で定めるもの以外のものの収集、運搬及び処分	10キログラム	300円
		規則で定めるものの収集、運搬及び処分	1点	1,800円以内で品目ごとに規則で定める額
	持込み	規則で定めるもの以外のものであって持ち込まれたものの処分	10キログラム	300円
		規則で定めるものであって持ち込まれたものの処分	1点	1,800円以内で品目ごとに規則で定める額
資源ごみ	定期及び持込み	古紙、古布、空き缶、瓶・ガラス、プラスチック製容器包装及びペットボトル	—	無料
動物の死体	臨時	臨時に排出されるものの収集、運搬及び処分	1匹	3,500円
	持込み	持ち込まれたものの処分	1匹	3,000円
多量排出ごみ	臨時	臨時に排出されるものの収集、運搬及び処分	運搬車	
			1台目	8,000円
		2台目以降	4,000円	

備考

- 1 可燃ごみ及び粗大ごみの手数料（手数料が無料となるものを除く。）を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、その数量に10キログラム未満の端数があるときはその端数を10キログラムとして計算する。
- 2 可燃ごみの定期、粗大ごみの定期及び多量排出ごみについては、一般家庭から排出されるものに限る。
- 3 資源ごみについては、一般家庭及びこれに準ずるものから分別されて排出されるものに限る。